

## 白石町学校規模適正化検討委員会条例（案）

### （設置）

第1条 児童生徒数の減少に伴い、白石町立学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、白石町学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、白石町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について調査及び審議を行う。

### （組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1） 町議会議員
- （2） 学校運営協議会が推薦する者
- （3） 小中学校校長
- （4） 一般公募者
- （5） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、前条第2項第1号及び第3号の委員が職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白石町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表通学区域審議会委員の項の次に次のように加える。

学校規模適 正化検討委 員会委員	同	6,000	円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
------------------------	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---